

令和6年清瀬市議会第3回定例会

報告

番 号	件 名	概 要	議 決 日 果
報 告 第 3 号	令和5年度清瀬市一般会計継続費 精算報告書	道路整備事業（清柳橋架替事業）に伴う令和元年度から令和5年度までの継続費を精算したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき議会に報告するものです。 1 支出科目 款 土木費、項 道路橋梁費 事業名 道路整備事業 (清柳橋架替事業) 2 全体計画の額 235,666,000円 3 支払済み額（実績） 207,422,899円 4 支払済み額の差額 28,243,101円 所管課 財政課	9月26日 了 承
報 告 第 4 号	令和5年度財政健全化判断比率等 の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項に基づき、令和5年度の清瀬市における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を取りまとめた「健全化判断比率」並びに下水道事業会計に係る「資金不足比率」を議会に報告するものです。 所管課 財政課	9月26日 了 承
報 告 第 5 号	清瀬都市開発株式会社の経営状況 について	市が出資している清瀬都市開発株式会社の令和5年度の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき議会に報告するものです。 主な内容 1 資産合計並びに負債及び純資産合計 3,658,168,101円 2 当期純利益 44,709,645円 所管課 財政課	9月26日 了 承

報 告 第 6 号	委任専決事項の報告について	去る6月12日午後8時ごろ、清瀬市道0110号線（愛称「けやき通り」）を相手方自家用車が志木街道の交差点から清瀬駅北口に向かって走行していた際、市が同路線に街路樹として植栽していた樺の枝が一部腐蝕していたため、相手方車両の上部に落下し、車体塗装部分を数か所にわたって損傷させてしまった。 この損傷の修繕に向け、市が損害賠償額を決定して相手方に賠償し、和解を締結するため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。 主な内容 <table><tr><td>1 専決処分番号</td><td>令和6年第5号</td></tr><tr><td>2 専決処分日</td><td>令和6年8月30日</td></tr><tr><td>3 専決処分した損害賠償額</td><td>334,515円</td></tr></table> 所管課 道路交通課	1 専決処分番号	令和6年第5号	2 専決処分日	令和6年8月30日	3 専決処分した損害賠償額	334,515円	9月26日 了 承						
1 専決処分番号	令和6年第5号														
2 専決処分日	令和6年8月30日														
3 専決処分した損害賠償額	334,515円														
報 告 第 7 号	令和5年度清瀬市土地開発公社事業報告及び決算	市が出資している清瀬市土地開発公社の経営状況を説明するため、地方自治法第243条の3第2項の規定により令和5年度の事業報告及び決算を議会に報告するものです。 主な事業内容 <table><tr><td>1 取得用地</td><td></td></tr><tr><td>（1）面 積</td><td>3,033.67㎡</td></tr><tr><td>（2）取得価格</td><td>783,660,510円</td></tr><tr><td>2 処分用地</td><td></td></tr><tr><td>（1）面 積</td><td>6,396.46㎡</td></tr><tr><td>（2）処分価格</td><td>795,210,750円</td></tr></table> 所管課 都市計画課	1 取得用地		（1）面 積	3,033.67㎡	（2）取得価格	783,660,510円	2 処分用地		（1）面 積	6,396.46㎡	（2）処分価格	795,210,750円	9月26日 了 承
1 取得用地															
（1）面 積	3,033.67㎡														
（2）取得価格	783,660,510円														
2 処分用地															
（1）面 積	6,396.46㎡														
（2）処分価格	795,210,750円														